

➤ フロン類回収業について

・ 目次

項目	ページ
(1) フロン類回収業者の概要	
① フロン類回収業者の位置付け	2
② フロン類回収業者の行為義務	2
(2) フロン類回収業者の登録手続き等	
① フロン類回収業の新規登録	5
② フロン類回収業の登録申請後に必要な事項	6
③ フロン類回収業の登録の更新	7
④ フロン類回収業の変更届出	9
⑤ フロン類回収業の廃業等の届出	10

(1) フロン類回収業者の概要

① フロン類回収業者の位置づけ

船橋市内の事業所において、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う場合、船橋市にフロン類回収業者の登録をする必要があります。

フロン類回収業者はフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割を担っており、フロン類を適正に処理するルートに乗せるために、非常に重要なものとなっています。

※ 市内に複数の事業所がある場合、フロン類の回収を行うすべての事業所を登録する必要があります。

※ 船橋市以外の事業所がある場合については、各事業所所在地の都道府県知事等の登録が必要です。

② フロン類回収業者の行為義務

◆ 引取り義務

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、その使用済自動車を引き取る義務があります。

ただし、正当な理由がある場合は引取りを断ることができます。

正当な理由

- ✓ 天災その他やむを得ない事由により引取りが困難である場合
- ✓ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ✓ 使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ✓ 引取りの条件が通常取引条件と著しく異なる場合
- ✓ 法令の規定、公の秩序、善良な風俗に反する場合

◆ フロン類回収義務

フロン類の回収は、フロン類回収基準に従って行う義務があります。

回収したフロン類は自ら再利用する場合を除き、自動車製造業者等または指定再資源化機関に引き渡す義務があります。

また、フロン類を運搬するときは、フロン類運搬基準に従わなければなりません。

フロン類回収基準

- ✓ 冷媒回収口における圧力が、フロン類の充填量に応じた値となっていること。

フロン類の充填量	圧力
2キログラム未満	0.1メガパスカル以下
2キログラム以上	0.09メガパスカル以下

- ✓ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を持つ者が作業を行うか、作業に立ち会うこと。

※ フロン類法に規定する基準と同様です。

フロン類運搬基準

- ✓ 回収したフロン類の他の容器への詰め替えをみだりに行わないこと。

- ✓ フロン類回収容器に損傷等による漏洩を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしないこと。
- ※ フロン類法に規定する基準と同様です。

◆ **使用済自動車引渡し義務**

フロン類を回収した**使用済自動車を解体業者に引き渡す義務**があります。

なお、解体業者にも引取り義務がありますが、フロン類回収業者と同じく正当な理由があれば引取りを拒否される場合があります。

◆ **使用済自動車引取り・引渡し報告、フロン類引渡し報告**

使用済自動車の引取りや引渡しまたはフロン類の引渡しを行ってから3日以内に、自動車リサイクルシステムによって、**引取りや引渡しを実施したことを報告**する必要があります。

報告事項

① **使用済自動車引取り報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ 使用済自動車の引取りを求めた者の氏名（名称）及び所在地
- ✓ フロン類回収業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号

② **使用済自動車引渡し報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ フロン類回収業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地
- ✓ 引渡しした使用済自動車の車台番号
- ✓ 使用済自動車の運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
- ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要

③ **フロン類引渡し報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ フロン類回収業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ フロン類の引渡しを受ける者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地
- ✓ 引渡ししたフロン類が充填されていた使用済自動車の車台番号
- ✓ 引渡ししたフロン類の種類
- ✓ フロン類回収容器又は運搬用パレットに付された番号

◆ **運搬の基準**

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要ですが、**廃棄物処理基準に従って運搬**しなければなりません。

◆ **年度ごとの報告**

毎年6月30日までに、下記の報告事項について**前年度分の報告**を自動車リサイクルシステムにより行う必要があります。

報告事項

- ✓ 年度内に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ✓ 年度内に再利用したフロン類の種類ごとの量及びそのフロン類を回収した使用済自動車の車台番号
- ✓ 年度末に事業所で保管していたフロン類の種類ごとの量

(2) フロン類回収業者の登録手続き等

① フロン類回収業の新規登録

引取業者から使用済自動車を引き取りフロン類を回収する業者は、その事業を行うすべての事業所を事業者ごとに、市に登録する必要があります。

◆ 登録の申請

下記の必要書類一式を市に提出し、登録申請を行ってください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っていません。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. フロン類回収業者登録申請書	<u>様式第三</u> に必要事項を記入したもの
2. 住民票の写し	申請者が <u>個人の場合</u> に必要 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	申請者が <u>未成年者の場合</u> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	申請者が <u>法人の場合</u> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類	<u>フロン類回収設備の所有権を有する場合</u> に下記のいずれかが必要 ・ 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、販売証明書等
6. フロン類回収設備を使用する権原を有することを示す書類	<u>所有していないフロン類回収設備を使用する場合</u> に下記のいずれかが必要 ・ 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等
7. フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類	下記のいずれかが必要 ・ 取扱説明書、仕様書、カタログ等
8. 誓約書	自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
9. 事業所の案内図	市内において登録する <u>すべての事業所の案内図</u>

◆ 申請手数料

登録申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

新規登録申請手数料	5,000円
-----------	--------

② フロン類回収業の登録申請後に必要な事項

◆ フロン類回収業登録通知書の交付

登録申請のあった事業者ごとに、登録番号等の情報が記載されているフロン類回収業登録通知書を交付します。

交付時に登録業者の義務等について説明いたしますので、郵送によるお渡しは行っておりません。

フロン類回収業登録通知書は大切な書類ですので、紛失等をしないように保管してください。

◆ 自動車リサイクルシステムへの登録

フロン類回収業登録通知書を受け取った後に、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

自動車リサイクルシステムの登録に関しては、下記をご確認ください。

問合せ先

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話番号 : 050-3786-8822

受付時間 : 9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)

自動車リサイクルシステムホームページ

<http://www.jars.gr.jp/>

◆ 標識の掲示

フロン類回収業の登録をした事業所には、必要事項を記載した規定の大きさ以上の標識を見やすい場所に掲示する必要があります。

フロン類回収業登録通知書には必要事項が網羅されているため、その写しを標識として掲げることができます。

また、複数の登録・許可を有する場合は、1枚の標識に各事業の記載事項をすべて記載することもできます。

大きさ

縦・横ともに20センチメートル以上

記載事項

業の種類(フロン類回収業者である旨)、名称または氏名、

回収できるフロン類の種類、登録番号

③ フロン類回収業の登録の更新

フロン類回収業の登録の有効期限は5年間です。登録通知書に記載されている有効年月日を確認の上、期限の前に登録の更新手続きを行ってください。

なお、期限を過ぎてしまった場合は、新規の登録が必要になり、登録番号も変わりますので注意してください。

◆ 登録更新の申請

下記の必要書類一式を市に提出し、登録更新の申請を行ってください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っておりません。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. フロン類回収業者登録の更新申請書	<u>様式第三</u> に必要事項を記入したもの
2. 住民票の写し	申請者が <u>個人の場合</u> に必要 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	申請者が <u>未成年者の場合</u> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	申請者が <u>法人の場合</u> に必要 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類	<u>フロン類回収設備の所有権を有する場合</u> に下記のいずれかが必要 ・ 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、販売証明書等
6. フロン類回収設備を使用する権原を有することを示す書類	<u>所有していないフロン類回収設備を使用する場合</u> に下記のいずれかが必要 ・ 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等
7. フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類	下記のいずれかが必要 ・ 取扱説明書、仕様書、カタログ等
8. 誓約書	自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
9. 事業所の案内図	市内において登録する <u>すべての事業所の案内図</u>
10. フロン類回収業登録通知書	最新の <u>登録通知書の写し</u>

◆ **申請手数料**

登録更新の申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数料を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

登録更新申請手数料	4, 000円
-----------	---------

◆ **フロン類回収業登録通知書の交付**

登録更新時にも、フロン類回収業登録通知書を交付します。

前回交付した登録通知書と交換でお渡しします。

最新の登録通知書を紛失等しないように大切に保管してください。

④ フロン類回収業の変更届出

フロン類回収業者の登録内容に変更があった場合は、変更の日から30日以内に変更届を提出する必要があります。

※ 届出の期日を過ぎてしまった場合は船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

変更の届出が必要な場合

- ・ 氏名、名称、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更
- ・ 事業所の名称又は所在地の変更（事業所の追加・一部閉鎖を含む。）
- ・ 役員の変更（法人の場合）
- ・ フロン類回収設備の変更

・ 変更の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、登録変更の届出を行ってください。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. フロン類回収業者変更届出書	<u>様式第四</u> に必要な事項を記入したもの
2. 住民票の写し	<u>申請者が個人</u> で、氏名、住所に変更があった場合 ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
3. 法定代理人の住民票の写し	<u>申請者の法定代理人</u> に変更があった場合 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4. 履歴事項全部証明書	<u>申請者が法人</u> で、名称、住所、役員に変更があった場合 ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
5. フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類	<u>フロン類回収設備</u> に変更があり、 <u>その所有権を有する</u> 場合 ・ 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書、販売証明書等
6. フロン類回収設備を使用する権原を有することを示す書類	<u>フロン類回収設備</u> に変更があり、 <u>その所有権がない</u> 場合 ・ 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等
7. フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類	<u>フロン類回収設備</u> に変更があった場合 ・ 取扱説明書、仕様書、カタログ等
8. 誓約書	<u>法定代理人又は法人の役員</u> に変更があった場合 ・ 自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しないものであることを誓約する書面
9. 事業所の案内図	事業所の名称、所在地に変更があった場合に必要 ・ 変更のあったすべての事業所の案内図
10. フロン類回収業登録通知書	最新の <u>登録通知書の写し</u> （原本でも可）

◆ フロン類回収業登録通知書の交付

登録変更時にも、フロン類回収業登録通知書を交付します。

前回交付した登録通知書と交換でお渡しします。

前回交付したフロン類回収業登録通知書の原本を返納されている場合に限り、郵送による新しい登録通知書の交付を行っております。

郵送による受け取りをご希望の場合は、返信用の封筒等をご提出ください。

※ 切手の添付やレターパックの使用等により、送料は負担していただきます。

最新の登録通知書を紛失等しないように大切に保管してください。

⑤ フロン類回収業の廃業等の届出

フロン類回収業者を廃業した場合は、廃業した日から30日以内に廃業届を提出する必要があります。

廃業の届出が必要な場合

- ・ 事業者が個人で、その者が死亡した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が合併により消滅した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が解散した場合
- ・ 事業者がフロン類回収業を廃止した場合

◆ 廃業の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、廃業の届出を行ってください。

※ 書式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. フロン類回収業者廃業届	書式に必要事項を記入したもの
2. フロン類回収業登録通知書	最新の登録通知書の原本